

# 消 防 計 画

令和 年 月 日作成

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

第2条 防火管理者\_\_\_\_\_は、この計画に定める一切の権限を有し、次の任務を行う。

- (1) 従業員等に対する防火管理上必要な指示命令又は監督
- (2) 避難又は防火上必要な設備の維持管理
- (3) 建物等の自主検査及び消防用設備の点検並びに指示監督
- (4) 消防署に対する関係法令に基づく各種報告及び指導の要請並びに連絡業務
- (5) 消防計画の検討並びにこれに基づく教育及び訓練の企画又は実施
- (6) 防火対象物維持台帳等の保管及び管理
- (7) その他防火管理上必要な業務

第3条 日常における火災予防及び震災時の被害軽減を図るため、火元責任者の担当区域及び任務内容を次のように定める。

火元責任者	担当区	任 務 内 容	
		日常の火災予防	1 喫煙、灰皿、湯沸場等の火気管理 2 火気使用設備器具、電気設備器具の使用する前後の安全管理 3 消防用設備等の維持管理 4 その他火災予防上必要な事項
		地震対策	1 _____における危険物品等の転落落下防止措置 2 火気使用設備器具の転落防止及び安全確認 3 地震発生時における在館者の安全確保のための指示、指導 4 地震時における出火防止措置及び確認 5 その他、地震対策上必要な事項
避難場所	集合場所は一時的に_____とし、 最終避難場所は _____とする。		

第4条 自主検査及び消防用設備の点検日を次のように定め、検査及び点検を次の点検表により実施する。消防用設備等の機器点検を6ヶ月ごととし、総合点検を1年目に併せて実施する。

なお、その点検結果を\_\_\_\_\_年に1回、\_\_\_\_\_月に管轄の消防署長に報告する。

自主検査	区分 実施者及び実施日	建築物	火気使用 設備器具	電気設備 器具	危険物 施設	備考
	検査 実施日	月 月	月 月	月 月	月 月	
	検査担当者					
消防用設備の点検	区分 実施区分	点検種別	消火設備 器具	避難設備 器具	警報設備 器具	
	点検種別 及び 点検実施日	機器点検 総合点検	月 月	月 月	月 月	
	点検担当者					

第5条 消防訓練を年 \_\_\_\_ 回以上実施するものとする。(特定用途防火対象物は年2回以上)

防火管理者は、消防訓練を実施する場合、7日前までに管轄の消防署長に通知するものとする。

第6条 自衛消防隊組織表

自衛消防隊	自衛消防隊長	氏名	休日・夜間 無人となる場合の緊急連絡先
	防火管理者		
	防火責任者(防火管理者の補佐)	氏名	
	氏名		

  

氏名		氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
----	--	----	----	----	----	----	----	----	----

  

係	部署	氏名	任 務 内 容
消 火 班			消火器により積極的に消火活動にあたる。 (消火器による消火活動は、天井に火が移るまで)
避 難 誘 導 班			入館者を建物外に誘導すること。 混乱防止のため大声で避難方向、避難方法等について指示すること。
通 報 班			火災を発見したときは、消防機関(119)に通報するとともに、建物の関係者に連絡する。
救 護 班			負傷者に対する応急処置 救急隊との連携、情報の提供 負傷者の氏名、負傷程度の記録